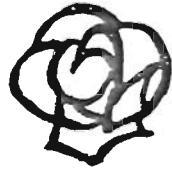


# 豊島区広報

昭和42年1月10日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981) 1111



## 衆議院議員選挙（東京都第五区）

### 最高裁判所裁判官国民審査

投票日・・・1月29日(日曜日)

投票時間・・・午前7時～午後6時

総選挙の執行期日が1月8日に公示され、日本中が選挙一色に塗り替えられたような激しい選挙運動が展開されています。

今度こそ、文字どおり“明るく正しい選挙”が実現できるようになんか候補者やその運動員はもちろんのこと、一般有権者も法律をよく守り、豊島区民から一人の選挙違反者も出さないようにいたしたいものです。

棄権は危険ともいわれます。

自分ひとりぐらいなどという考え方捨てて、“よい政治”“住みよい社会”を築くため、来る1月29日の投票日には、決して投票しましょう。



### 立会演説会

みなさんが直接候補者の政見や主張を聞く機会をもつていただくため、つぎにより立会演説会を開きます。

① 参加候補者が十三人以下の場合は一班編成で、日程はつぎのとおり。

開催日時	会場
1月13日(金)午後6時50分	区立池袋第五小学校
15日(日)8時10分	長崎小学校
16日(月)6時50分	駒込中学校
18日(水)6時50分	豊島公会堂
20日(金)8時10分	区立道和中学校
21日(土)6時50分	高田中学校
23日(月)6時50分	池袋中学校
24日(火)6時50分	要町小学校
26日(木)6時50分	西巣鴨小学校

② 参加候補者が十四人以上の場合は二班編成となります。したがって前記①は一班となり第二班の演説会はつぎの日程で行なわれます。  
候補者の班別は、くじで決められます。

開催日時	会場
1月13日(金)午後6時50分	区立高田中学校
15日(日)6時50分	要町小学校
16日(月)6時50分	駒込中学校
18日(水)6時50分	池袋中学校
20日(金)6時50分	西巣鴨小学校
22日(月)6時50分	要町小学校
24日(火)6時50分	駒込中学校
26日(木)6時50分	西巣鴨小学校

※ 参加候補者名などは、開催2日前に当委員会で掲示するボスター、新聞その他でお知らせします。なお暖房設備がありませんので、ご来場の際は、防寒に十分留意ください。



**投票所**

# 知つておきたい選挙の知識

## 選挙人名簿登録者

豊島区の名簿登録者は、つきの方に限られています。

- ① 昭和21年10月11日以前に生まれた方で
- ② 昨年の7月10日までに豊島区に転入された方
- ③ 生まれた方は、今回の総選挙には投票することができます。
- ④ 昨年7月11日以後、豊島区に転入された方は、もとの住所地(選挙人名簿に登録されているところ)での不在者投票等ができます。
- ⑤ その他の職務に従事中のため投票所に来られない方
- ⑥ やむを得ない用事、事故のためまたは旅行中などで投票所に来られない方
- ⑦ 出産、手術、不具などで投票日に歩行が著しく困難と見込まれる方
- ⑧ 転居のため、選挙人名簿に登録されている市町村外で居住中の方など

これは、現在の選挙人名簿が旧町丁名の地番順に作成されているためですが、4月15日に行なわれる区議・都知事選挙には住居表示による投票区の変更を行なう予定です。

区役所などで証明書の交付を受ける場合はハンコをお持ちください。手数料はいりません。

★不在者投票期間  
総選挙 1月8日～同28日まで  
最高裁判所裁判官国民審査  
1月19日～同28日まで

士・日曜日に関係なく、毎日午前8時30分から午後5時まで  
昨年7月11日以後、豊島区に転入された方が、1月29日の投票日に、もとの住所(選挙人名簿に登録されているところ)の投票所に投票をします。

受けた選挙管理委員会では、つぎの用紙類をお送りします。

また投票所入場券がなくても係員に申し出て投票することができます。

ないでください無効になります。

からこ注意ください)

◇不在者投票事由該当証明書

不在者投票をしようとする場合原則としてつきの方が発行する証明書が必要です。

① 仕事の関係は……社長などの所屬長

② 用事で旅行などは……現住地の方は、四頁の図の示すとおり旧町丁名の区域により投票区が設けられています。

③ 出産、病気などは……医師または助産婦

い。この場合、事務的に日数がかりますので、できるだけお早く証明書を貰って請求してください。

いつの場合も選挙人名簿に登録されているところの選挙区の候補者に投票することになります。

証明書を貰って請求してください。

いつの場合も選挙人名簿に登録されています。

証明書を貰って請求してください。

いつの場合も選挙人名簿に登録されています。

証明書を貰って請求してください。

いつの場合も選挙人名簿に登録されています。

証明書を貰って請求してください。

投票区

投票所の区域は、昨年11月1日実施の住居表示による変更は行なわれません。したがってその地域の方は、四頁の図の示すとおり旧町丁名の区域により投票区が設けられています。

① 仕事の関係は……社長などの所屬長

② 用事で旅行などは……現住地または滞在地の市町村長

③ 出産、病気などは……医師または助産婦

以上の投票用紙を受けとった方は、院長の指定する場所で投票してください。重病人などの方はベッドから投票できます。

投票用紙が送られてきたときは、院長の指定する場所で投票してください。重病人などの方はベッドから投票できます。

(次頁へつづく)


**代理投票**

文字を知らない方や体の故障などで字の書けない方は、本人が投票所の係員に申し出でください。法律により絶体秘密が守られていますから、安心してお申し出ください。

不在者投票の場合もできます。


**点字投票**

盲人のため、点字投票をしようとする場合は投票所の係員に申し出てください。不在者投票の点字投票も同じです。


**投票所入場券**

投票所入場券は、1月15日頃から郵送でお送りする予定です。

入場券を紛失した場合、または

何かの間違いで入場券が届かないときでも、選挙人名簿に登録されれば投票できますから、

投票所の係員に申し出でください。


**投票用紙**

投票所で入場券と引きかえに総選挙と国民審査の投票用紙を同時に渡します。投票記載所で書き終えたら、それぞれ別の投票箱に入れしてください。

色別けは☆総選挙……銀ねずみ色  
☆国民審査……うす青色

盲人のため、点字投票をしようとする場合は投票所の係員に申し出てください。不在者投票の点字投票も同じです。


**選挙公報**

総選挙の公報と国民審査の公報

は同時に、1月20日前後から27日までの間にお配りします。よく読んであなたの尊い一票を最大限に生かしましょう。

**最高裁判所裁判官国民審査**

(3) 昭和42年1月10日

総選挙と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれます。審査の投票用紙につきの七名の名前が印刷されています。やめさせたいと思う裁判官は、氏の上(×を書く欄)に×印を

書いてください。やめさせたくない裁判官については何も書かないでください。(印以外を書くと無効となります。)

岩田 誠  
色川 幸太郎  
松田 二郎  
大隅健一郎  
下村 三郎  
柏原 語六  
田中 二郎

**◇ボスターの公宣掲示場**

同時に二箇所以上はできません。

**◇連呼行為**

午前7時から午後8時まで

運動用ボスターと個人演説会周知用ボスターは選挙管理委員会の設置した掲示板以外には掲示できません。

モーニングマニフェスト

**永久選挙人名簿制度**
**名簿制度**

昨年9月30日から発足したこの制度では、住所を移す場合は、前住所地の選挙管理委員会から、「選挙人名簿の異動に関する証明書」の交付を受け、新しい住所地の選挙管理委員会へ「選挙人名簿登録申出書」添えて提出しないと、名簿に登録されません。

これらの手続きは、市区町村役場が転出転入の手続きと同時になっていますが、住民登録、主要食糧配給の異動だけは、名簿に登録されませんからご注意ください。

新有権者として満二十才になられた方は、住民登録のしてある区役所の出張所に印鑑持参のうえ登録申出書を提出してください。

用紙は、区役所の出張所および選挙管理委員会に備えています。

登録申出をされた方について、毎年3月1日および9月1日現在で調査し、3か月以上当区内に住んでいる人を名簿に登録します。

転入者や新有権者の方など現在の選挙人名簿に登録されていない方で、未だ登録申出のしていない方は、至急、区役所の出張所か選挙管理委員会で手続きをしてください。

登録申出をした方のうち、つぎの要件のある方が、3月1日現在で登録されます。

① 昭和22年3月2日以前の出生者

② 昨年12月1日以前から3月1日まで引続いて当区に住所のある方



「下表中の投票区名欄に、☆印のある区域の方は……左図をご参照ください」

昭和41年11月1日施行の住居表示実施地区の有権者のみなさんは、従前どおりの投票所です。  
お間違いのないようご注意ください。

あなたの投票所は  
ここです

投票区名	投票所	名簿調製の地番による区域
☆1 豊島振興会館		池袋東1丁目1~22, 28~73, 98, 101~106番地 池袋1丁目30~81, 511~636番地
2 駒込小学校		駒込1, 2, 3, 4, 5, 6丁目
3 仰高 /		巣鴨1, 2, 3丁目
4 清和 /		巣鴨4, 5丁目
5 巢鴨 /		巣鴨6, 7丁目
6 西巣鴨 /		西巣鴨3丁目
7 朝日 /		西巣鴨4丁目
☆8 大塚台 /		西巣鴨1丁目
☆9 西巣鴨中学校		西巣鴨2丁目 (2500番地未満但し2300~2399・2493番地を除く) (2500番地以降但し2300~2399・2493番地を含む)
☆10 豊成小学校		堺之内町 (115・116・178~183・204・205・208・1003・1004番地を除く)
11 豊島幼稚園		堺之内町 (115・116・178~183・204・205・208・1003・1004番地) 池袋1丁目(91~142) 池袋5丁目
12 池袋第2小学校		池袋6丁目・池袋7丁目 (2096番地まで)
13 文成小学校		池袋7丁目 (2143番地以降) 池袋8丁目
14 池袋第1 /		池袋2・3丁目
15 大明 /		西池袋3・5丁目
16 池袋第3 /		池袋4丁目
17 池袋第5 /		雑司ヶ谷町1・2丁目
☆18 高田 /		雑司ヶ谷町3丁目, 池袋東2丁目
☆19 雜司谷 /		池袋東3丁目・池袋東1丁目 (23~27・74~97・99・100番地) 日出町1・2丁目
☆20 日出 /		高田本町1丁目・高田南町1丁目 高田南町2丁目408~465・505~566番地
☆21 高南 /		日白1丁目・高田南町2丁目470~500, 562~563, 567~596番地 高田南町3丁目
☆22 高田中学校		日白2・3丁目, 高田本町2丁目
☆23 目白小学校		日白4・5丁目
24 真和中学校		長崎1・2・3丁目
25 長崎小学校		南長崎1・2丁目
26 富士見台 /		南長崎3丁目 (10~42番)・南長崎4丁目 (24~44番)・南長崎5丁目 (11~33番)・南長崎6丁目 (10~38番)
27 椎名町 /		南長崎3丁目 (1~9番)・南長崎4丁目 (1~23番)・南長崎5丁目 (1~10番)・南長崎6丁目 (1~9番)
28 長崎中学校		長崎5・6丁目, 千早町4丁目
29 大成小学校		長崎4丁目, 千早町3丁目
30 千早 /		千早町2丁目
31 平和 /		要町2丁目, 千早町1丁目
32 要町 /		要町1丁目, 高松1丁目
33 千川中学校		高松2・3丁目
34 高松小学校		千川町1・2丁目, 要町3丁目
35 千川 /		西池袋1・2丁目
36 芝浦工業大学高等学校		西池袋4丁目
37 道和中学校		

くわしいことについてのお問い合わせは・・・

豊島区選挙管理委員会へ

電話 大代表 (981) 1111